

第1回宇都宮市水道料金等審議会 議事録

■ 日 時

平成21年 5月26日(火) 午後3時～午後4時

■ 会 場

宇都宮市役所 14A会議室

■ 出席者

- ・ 委 員：石井晴夫委員，白井佳子委員，加藤靖委員，金枝右子委員，
菊嶋貴之委員，菊地久美子委員，櫛淵澄江委員，佐々木英明委員，
塩井洋子委員，菅原利雄委員，高橋圭子委員，塚本純委員，
渡辺政行委員
- ・ 市 側：市長，上下水道事業管理者，経営担当次長，技術担当次長，経営企画課長，
経営企画課経営担当主幹，企業総務課長，サービスセンター所長，
工事受付センター所長，配水管理センター所長，水道建設課長，下水道建設課長，
下水道施設管理課長，技術監理室長，廃棄物施設課長，事務局職員

■ 傍聴者数

1名

■ 会議経過

1 開 会

2 市長あいさつ

3 審議会委員紹介

4 議 事

(1) 会長の選出について

- ・ 委員の互選により，石井晴夫委員を会長に選出。

(2) 会長職務代理者の指名について

- ・ 会長により，佐々木英明委員を会長職務代理者に指名。

(3) 上下水道料金等制度に係る諮問について

- ・ 宇都宮市長より，会長に対して諮問。

(4) 会議の公開について

- ・ 本審議会を原則公開にすることを決定。

(5) 水道料金及び下水道使用料について

(6) 地域下水処理施設使用料について

- ・ (5)及び(6)について，事務局より説明。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

会 長： 料金表をご覧いただくと、旧宇都宮市・旧河内町地域の口径25mm以下の基本水量が5m³になっており、旧上河内町地域の基本水量が10m³になっている。前回の水道料金等審議会では、旧宇都宮市・旧河内町地域の基本水量について、単身世帯の増加等ライフスタイルの変化に対応するため、10m³だったものを5m³に引き下げた。この基本水量を引き下げて基本料金を安くしようというのは、全国的な傾向でもある。一方、下水道使用料については、旧宇都宮市地域が旧2町より若干高くなっている。

また、地域下水処理施設については、個別管理の合併処理浄化槽に対し、集団団地内の下水処理施設を市が移管を受けて運転・維持管理を行うものであるが、旧宇都宮市地域、旧河内町地域において使用料の料金体系が異なっている。

本審議会では、これらの料金調整について、審議を進めていくこととなる。

委員の皆様からのご意見やご質問があればお願いしたい。

A 委員： 地域下水処理施設について、旧河内町のグリーントウンの移管工事は進んでいるが、他の団地の状況はどうか？

事務局： 旧河内町地域の岡本台ハイツや宝井団地等については、現在自治会で維持管理を行っているが、既に市に対して移管の要望書が出ており、今後の移管に向けて調整を行っている。移管された後は公共下水道に接続され、市が維持管理を行うこととなる。

B 委員： 資料4で、井戸水利用者の排水量認定が、旧宇都宮市が使用人数×3.6m³、旧河内町が×6m³、旧上河内町が×8m³と大きく開きがあるのはなぜか？

事務局： 認定量については、それぞれの地域において設定時の使用実績の差があったのだと考えられる。

B 委員： 設定の時期はいつ頃なのか？

事務局： 基準の設定時期については、確認して次回回答させていただく。

会 長： 旧河内町地域、旧上河内町地域については、合併処理浄化槽を使用している世帯が多く、公共下水道を使用している世帯の負担がやや高かったのではないかと。それを料金に反映させるため、認定量を多くしたのだと思う。その辺も含めて次回事務局から回答をいただきたい。

C 委員： 井戸水の使用人数は、自己申告なのか？ アパートで井戸水を利用している正確な人数が分からない場合等に、何か調べる方法があるのか？

事務局： 井戸水の場合は申告制を取っているため、人数の調査はしていない。申告された人数で使用水量を計算することになる。

会 長： 他の自治体でも、申告しないで井戸水を使っているところがあるという話を聞く。特に、業務用に使っているところで、最初は水道を使っているところでも、使用水量が多くなると専用水道を掘って、それを申告しないというケースがある。これは水道料金と下水道使用量の減収につながってくるため、深刻な問題となっており、水道局に対する調査権を付与すべきだという議論もある。

D 委員： 旧宇都宮市・旧河内町地域の水道料金について、6～10 m³の従量料金が23円10銭と安く、11 m³以上の従量料金と大きく差があるのだが、これに何か根拠や大きな意味はあるのか？

会 長： この料金体系については、前回の審議会の中でご審議いただいたところであるが、世帯人員が減り、1世帯あたりの使用水量が減っている中で、それまでの料金体系では節水意識が報われないというニーズに対応したものである。基本水量を下げて、さらに10 m³までは安価で使いやすい料金体系となっている。

D 委員： 口径13mm基本料金の819円と23円10銭という数字に何か根拠はあるのか？ また、5 m³までの基本料金をさらに下げて、6～10 m³の従量料金23円10銭を上げるといふ選択肢はなかったのか？ 5 m³を節約しても115円50銭にしかならないので、制度を作ったという意味はあるが、節約にどの程度意味があったかは疑問である。

会 長： 前回の審議会の際に、何回もシミュレーションを行った結果である。なぜ13mmの基本料金が819円なのかというと、メーター設置費用等の固定費を考慮した結果、最低限が819円だったということである。また、ユーザーにとっては100円でも節約できるというのは大きいと思う。

D 委員： 今回の審議内容は合併に伴う料金の調整ということなので、料金体系についてどうするかという議論はここでは行わないということによろしいのか？

事務局： 今回の審議会は、基本的に各市町の料金調整のためのものであり、そのような議論をする予定は無い。

B 委員： 単身世帯や節約意識の高い世帯にも配慮した料金制度とのことだが、実際には、使用量が6～10 m³で影響を受けた世帯は何件くらいあったのか？

会 長： 前回審議会での記憶だが、宇都宮市においても、他の大都市と同じように1人または2人の世帯が増えており、家庭用小口径13～25mmで使用量10 m³以下の家庭は非常に多かった。

事務局： 影響を受けた世帯数等については、次回事務局から回答させていただく。

会 長： 今回は第1回ということで概要の説明を受けたが、次回から核心に触れていくこととなる。事務局においては、先ほどの質問に対する回答と、今後の分かりやすい資料の提供をお願いしたい。

(7) 今後のスケジュールについて

- ・事務局から説明。審議会は合計3回の開催を予定しており、第2回を7月末頃に、第3回を8月に開催予定である。

5 その他

6 閉会